

衆議院議長 綿貫民輔 殿
参議院議長 倉田寛之 殿

**「子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する
『子どもの権利条約』の選択議定書」
の早急な批准を求める要望書**

「子どもの人身売買」とは、「性的搾取、強制労働、臓器移植などを目的として、不当な方法で利益を得るために子どもを売買すること」です。

2001年にユニセフの東アジア事務所が発行した *Every Last Child* という冊子によると「誘惑されたり、だまされたり、誘拐されたりして、東アジアと太平洋地域の何十万人もの女性と子どもたちが国内あるいは国境を越えて取引されている」そうです。

また、最新の ILO（国際労働機関）の報告によると、世界中で年間 120 万人の子どもが人身売買の犠牲となっていると推定されています。（120 万人というのは、秋田県の県人口とほぼ同じです）

日本にも、フィリピン、タイ、コロンビアなどの国から人身売買の犠牲となった子どもたちが送り込まれてきています。

昨年 12 月 20 日に逮捕された日本人は、400 名近いコロンビア人女性を北海道から九州地方までのストリップ劇場に送り込んでいましたが、その中には山梨県石和町のストリップ劇場に送り込まれた 16 歳のコロンビア人の女の子も含まれていました。

子どもの人身売買を対象とする国際人権条約には、「子どもの権利条約」と、「子どもの権利条約」の内容を更に具体的、詳細に定めた「**子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する『子どもの権利条約』の選択議定書**」（子どもの権利条約の選択議定書）があります。

日本は、すでに「子どもの権利条約」を署名・批准していますが、「子どもの権利条約の選択議定書」は署名のみで批准に至っていません。

私たちは、「子どもの人身売買」を行う日本人を法によって罰し、人身売買をなくしていくために、早急に必要な国内法の整備を行い、「子どもの権利条約の選択議定書」を批准することを国会に対して要望します。